



産セ第48号

令和6年(2024年)4月17日

一般社団法人  
熊本県私立幼稚園連合会 会長 様

熊本県産業技術センター 所長



令和6年度(2024年度)特定計量器定期検査の実施について(依頼)

計量法では、常に正確な計量器(はかり)が取引や証明に使用されるよう、特定計量器について、使用者は2年に1回の定期検査(又は計量士による代検査)を受検するよう義務付けられています。

つきましては、下記のとおり定期検査を実施しますので、計量法の趣旨を御理解のうえ、受検漏れ等のないよう貴会の会員園に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象地域：芦北地域
- 2 実施期間：令和6年(2024年)6月4日から6月14日まで
- 3 実施日程：別紙「日程表」のとおり

【参考】検査を受けなければならない計量器(はかり)の例

- \* 健康診断票等に示され、通知・報告される体重測定用のはかり
- \* 給食用の食材の仕入れ等に使用するはかり

| お問い合わせ先   |   |
|---|---|
| 制度や法令関係について                                     | 検査日程や検査時間について                             |
| 熊本県産業技術センター<br>総務管理室(計量グループ)<br>電話：096-368-2101 | 一般社団法人熊本県計量協会<br>(事務局)<br>電話：096-367-7816 |

※一般社団法人熊本県計量協会は熊本県の『指定定期検査機関』です。